



平成30年5月18日

各 位

会 社 名 日 本 曹 達 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 彰
(コード番号4041 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 グ ル ー プ リ ー ダ ー 竹 内 哲
(TEL 03-3245-6053)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第149回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することとし、当社株式を株主のみなさまに安定的に保有いただくことや株主のみなさまの権利にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、併せて株式併合（5株を1株に併合）を実施するものです。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合の割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上、9月28日）の最終の株主名簿に記載された株主のみなさまの所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数（減少する株式数は、今後変動する可能性があります。）

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	155,636,535株
株式併合により減少する株式数	124,509,228株
株式併合後の発行済株式総数	31,127,307株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	480,000千株
変更後の発行可能株式総数	96,000千株

(2) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	16,546名（100.00%）	155,636,535株（100.00%）
5株未満	2,604名（15.74%）	5,358株（0.00%）
5株以上	13,942名（84.26%）	155,631,177株（100.00%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主のみなさま2,604名（所有株式数の合計5,358株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」及び「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主のみなさまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第二章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億8千万株</u> とする。	第二章 株式 第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>9千6百万株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
[新設]	<u>附則</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は、第6条および第8条の変更の効力発生日をもって、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成30年5月18日
定時株主総会決議日	平成30年6月28日（予定）
単元株式数の変更、株式併合の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上

添付資料：（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由は何ですか。

A. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所が望ましいとしている投資単位の金額水準(5万円以上50万円未満)を勘案し、株式併合を実施するものです。

Q 3 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A. 株主のみなさまの株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨て)となります。

議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、所有株式数及び所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	1,652株	1個	330株	3個	0.4株
例 2	1,000株	1個	200株	2個	なし
例 3	566株	なし	113株	1個	0.2株
例 4	497株	なし	99株	なし	0.4株
例 5	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(上記の例1、3、4、5のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主のみなさまに対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続をご利用いただくことにより端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。また、効力発生前のご所有株式が5株未満の場合(上記の例5のような場合)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主のみなさまがご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。株主のみなさまがご所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となるためです。

Q 5 受け取る配当金額はどうなりますか。

- A. 今回の株式併合により株主のみなさまのご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主のみなさまの受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。
- なお、平成31年3月期第2四半期末（9月30日基準日）の中間配当を実施する場合、当該中間配当は併合前の株式を対象とします。

Q 6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要なお手続はございません。なお、上記Q 3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括で処分し、その代金を端数が生じた株主のみなさまに対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

Q 7 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

- A. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主のみなさまは、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。

Q 8 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

- A. 次のとおり予定しております。
- 平成30年5月18日 取締役会決議日
 - 平成30年6月28日 定時株主総会決議日
 - 平成30年9月25日 1,000株単位での売買最終日
 - 平成30年9月26日 100株単位での売買開始日
 - 平成30年10月1日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
 - 平成30年10月下旬 端数株式の処分（市場売却あるいは買取り）
 - 平成30年11月中旬 株主のみなさまへ株式併合割当通知の発送
 - 平成30年12月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

※ お問い合わせ先

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 平日 9時～17時（土日祝日を除く）

以 上